

事務連絡  
令和2年3月31日

各〔都道府県  
政令指定都市  
中核市〕 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

学校の教育活動再開に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について

令和2年3月の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に関連しては、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校一斉休業を受けた対応について」（令和2年2月27日付事務連絡）等に基づき取り組んでいたとおり、学校再開後の取扱いについては、別途ご連絡するとしていたところですが、今般、学校再開後の取扱いについて下記の通りの取扱いといたしますので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

#### 記

学校再開後は、当面の間、基本報酬に授業終了後単価を用いるほかは、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その5）」（令和2年3月13日付け事務連絡）の2の取扱いを引き続き認めることとする。

なお、都道府県等の要請を受けて学校の臨時休業を行った場合は、基本報酬に学校休業日単価を用いること。

以上

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
TEL：03-5253-1111（内線3037，3102）  
FAX：03-3591-8914  
E-mail：[shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)